

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.036

処 分 名	火薬類の貯蔵の技術基準適合命令
処 分 の 概 要	火薬類の貯蔵が、技術上の基準に適合していないと認めるときは、技術上の基準に従って火薬類を貯蔵すべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第11条第3項
処 分 基 準	◎火薬類の貯蔵が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成26年4月1日）
備 考	

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■火薬類取締法

第11条第3項 都道府県知事は、火薬類の貯蔵が、前項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、貯蔵者に対し、技術上の基準に従って火薬類を貯蔵すべきことを命ずることができる。

第11条第2項 火薬類の貯蔵は、経済産業省令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。